

## 立山を訪れた幕府派遣採薬使

享保7年、16年の薬草見分に関する『為覚通聞記』の記述から

吉野俊哉\*

### はじめに

享保以降、幕府は本草学に詳しい採薬使を各地に派遣した。その主目的は有効な薬種の発見であったが、それに加えて地方への薬草知識の普及と、採集した薬種を江戸の薬園へ移植し、栽培することであった。これらを吉宗による享保の改革政策の一環として捉えた研究もなされている<sup>1)</sup>。

筆者は、近世越中での本草学の展開を知る上で越中・立山での薬草見分の実態を調査しているうちに、このような、地方での薬草見分の事例を集めることが、幕府の政策的な「採薬使」派遣の意図を考える上でも必要なことに気がついた。

本稿で取り上げた史料『為覚通聞記』（以下『本史料』という）は、越中での薬草見分の際に同行を命じられた案内人によって書かれたもので、その行程や採薬使から直接尋ねられた内容の記述がある。

採薬使に関する部分は全体の5分の1程だが、その中で享保7(1722)年と享保16(1731)年の越中での薬草見分に関して、次の二点に注目する。

一つは、野呂元丈らによる、享保7年の越中での薬草見分の行程を客観的に記録した史料として知られているのは、『享保七歳 薬草御用一卷留』（富山県立図書館中島文庫蔵）のみであったが、『本史料』にはそれを補完する内容が含まれていること。

そしてもう一つは、植村政勝(左平次)による享保16年の薬草見分については、これまで植村自身が書き残した『植村左平次御用書留』（国会図書館白井文庫蔵）、『諸国採薬記抄録』（国立公文書館内閣文庫蔵）<sup>2)</sup>などの記述をもとに確認されてきた。それに対して『本史料』は、地元で受け入れた側から書かれたものであることである。

そこで、次章以下まず『本史料』の採薬使に関わる部分を翻刻し、それをもとに立山を含む加賀藩領新川郡での薬草見分の事例を整理する。併せて享保7年、16年と相次いで二回の幕府採薬使が立山を訪れた背景を考えてみたい。

### 1. 『為覚通聞記』について

『本史料』は、天神野新村（現在の富山県魚津市天神野新）で肝煎をつとめた武田家の

\*富山県【立山博物館】

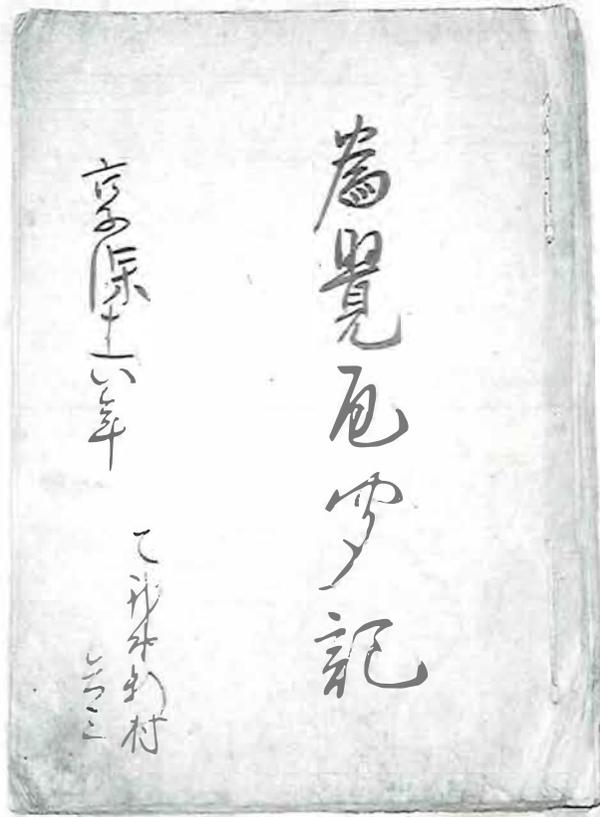
文書で、タテ14cm×ヨコ17cm。18丁。右側二箇所を綴じた冊子である。現在は一連の文書とともにご子孫宅に保管されている。

武田家の初代、兵左衛門は坪野村（現在の魚津市坪野）に生まれ、天神野開拓を志して通い百姓となった後、明暦2（1656）年28歳の時天神野に定住した。のち、天和2（1682）年に村肝煎を拜命、以後同家は村肝煎として加賀藩政にも協力し、御上使、郡奉行巡行などの際に宿を務めた<sup>3)</sup>。武田家第三代兵三郎は能く筆を持ったと伝えられ、それまでの自家に関わる出来事や一族の来歴等を数冊の冊子にして書き残しており、『本史料』はそうした中の一冊である。享保2年5月から同16年8月頃までに武田家が関係した15件の事柄が記されている。その多くは郡奉行等の役人、使者が同家に宿泊した際の覚え、及びその際の役務等の記録である。内容は箇条書きされているが、記載は年代順ではない。表紙には「享保十六年」の年号があるので、最も新しい記述である享保16年8月以降同年内にまとめられたものと考えられる。

各件に通し番号を付け、その内容の年代を記す。今回取り上げる、採藁使に関する部分はその内の②と③である。

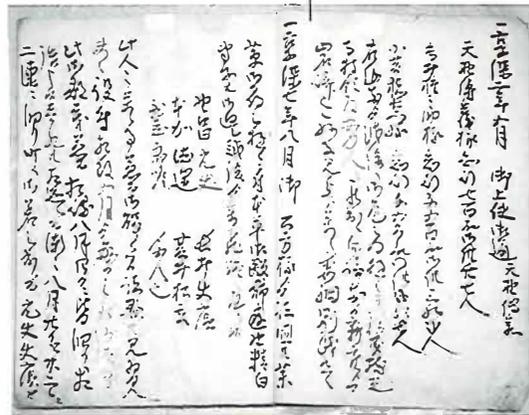
- ①享保2年5月
- ②享保7年8月
- ③享保16年6月
- ④享保11年、享保12年、享保13年の3件を一括
- ⑤享保14年
- ⑥享保3年3月
- ⑦享保13年
- ⑧享保7年
- ⑨享保4年5月
- ⑩享保8年5月
- ⑪享保9年閏4月
- ⑫享保13年5月
- ⑬享保15年11月
- ⑭享保16年8月
- ⑮この度（文中に年号はないが、『本史料』の書かれた享保16年か）

以下に表紙、②、③の部分の写真と翻刻を掲げる。



「表紙」

以下翻刻箇所 ←



「1」



(表紙)

「 為覚通聞記  
 享保十六年 天神野新村  
 兵三 」

②

一 享保七年八月御公方様と諸国乃薬

草御尋被遊候ニ付本草御医師庭野精白  
 弟子共御廻也 越後と参飛驒へ通り候

野呂元丈 長井丈庵  
 本加徳運<sup>(マツ)</sup> 夏井松玄  
 玉置良順 〆五人也

此人々参候事兼而御触ニ候間、諸郡の見習人  
 夫々役付相改五月と毎日の取沙汰なり  
 此御郡も兼而相待八月四日ニ皆泊り相  
 詰申候、しかれ共相延候て漸々八月廿日と廿二日  
 ニ連ニ泊り町へ御着之義候て、元丈丈庵と  
 兩人ハ八月廿五日ニ泊り町出立、滑川御泊  
 夫と立山御覧ニ候、残り三人ハ廿六日ニ泊りを  
 立其夜魚津へ被参候魚津滞留有、廿八日ニ  
 新庄へ行廿九日ニ立山燻の衆と一所ニ富山へ  
 被廻候 私儀茂其時三日市と魚津町迄  
 案内人ニ罷出、廿五日ニ長井丈庵と付参候

野呂元丈ニ 石田新町村 三郎兵衛  
 夏井松玄 鹿熊村 五郎右衛門  
 本加徳運<sup>(マツ)</sup>ニ黒谷村 清兵衛  
 玉置良順ニ 池尻村 次郎  
 御代官ニ 石田村 次郎右衛門

如此付参御郡中次々此通りなり

其時之書上ニ

長井丈庵様道筋御案内ニ三日市村と魚津町

迄八月廿五日ニ天神野新村兵右衛門罷出候処、何村之  
者と御尋ニ付、有体ニ申上候、此川何川と御尋ニ付  
布施川之旨申上候、此川上之高山ハ何山と御尋ニ  
付片貝谷山と申上候、魚津町端ニ御奉行併  
知行御尋ニ付、岡田善衛門<sup>(マツ)</sup>知行千二百石と申  
上候  
右之外御尋無御座候以上

天神野新村  
兵右衛門 印

享保七年九月四日

天正寺村  
<sup>(マツ)</sup>  
重右衛門殿

案内人何<sup>マツ</sup>別紙老<sup>マツ</sup>宛宛調指上申候、十村方ニ  
て大帳ニ写し御奉行所へ御上被成候由

③

一葉草之儀重而御尋被為成候由ニ而、享保十  
六年六月植村左兵治<sup>(マツ)</sup>と申いかくみ類御侍  
老人御廻し被為成候、これハ飛騨国<sup>マツ</sup>越後へ  
御通りニ候当御郡へハ富山<sup>マツ</sup>方芦峯へ御廻立山ニ武  
夜又芦峯泊り、夫<sup>マツ</sup>前沢新村ニ一宿魚津ニ一宿  
泊りニ一宿被成候、四日ニ芦峯へ御廻、十日ニ泊り御立ニ候

此時も見習人ノ代りとして私身拵仕候

旨被仰付御沙汰罷有候へ共、御郡ニ日数も無之

時ニ見習五人内ニ病人等ノ指合も無之候故

罷不出候、今年ノ見習ハ中市三郎兵衛、中嶋

五右衛門、下金剛寺村宗右衛門、森村茂三郎、若栗

新助是五人也、先年御医師之時東尾崎

次郎衛門、中嶋五右衛門、米田勘右衛門、<sup>(マツ)</sup>金剛寺宗右衛門

中市三郎兵衛是五人也

今年植村左兵次<sup>(マツ)</sup>様足軽式人御家来老人

扶持方三拾俵斗御仕きせかの<sup>(マ)</sup> 風聞也

以下②、③を参照しながら、越中を訪れた二回の採薬使について論じたい。

## 2. 享保7年、野呂元丈らによる薬草見分

### 2.1 薬草見分に関係する者

『本史料』に「庭野精白」とあるのは聞き書きによる当て字表記で、採薬使派遣の実務責任者である丹羽正伯を指すものと考えられる。

採薬使派遣にあたっては、まず幕府勘定奉行から派遣先へ出された指示などで採薬を行う地域、派遣者などの概略を伝えた上で、細部の指示は丹羽正伯から受けさせた。このようなことから実質的な採薬の日程や案内人、見習人などに関わる部分に中心的な立場だったことが窺える。その際、野呂元丈、長井丈庵ら実際に現地に赴いた者たちには丹羽正伯の弟子、門人という肩書きが付けられている<sup>9)</sup>。

また、丹羽正伯は「にわ・しょうはく」、或いは「にわ・せいはく」と読み慣わされているが、『本史料』ではこれを「庭野」としていることから、当時は通称で「にわの」と読んでいたのかも知れない。しかし管見する中では、同様の当て字や振り仮名表記をする他の例を見つけることはできなかった<sup>9)</sup>。

「採薬使」の立場で実際に越中へ来たのは「野呂元丈 長井丈庵／本加徳運 夏井松玄／玉置良順 〆五人也」の記述があるように、5人だったと思われる。この点は『享保七歳 薬草御用一留』からも確認できる。しかし、ここで、この年幕府が派遣した採薬使一行は全部で何人だったのかという疑問が生ずる。この年に行われた野呂元丈らの薬草見分を記した佐渡、福井、美濃、近江の史料では何れも採薬使を4人とし、玉置良順の名前は記されていないからである。

#### ○佐渡：

享保七年壬寅年

一、佐州薬草為見分江戸表より御医師丹波正伯弟子四人（野呂元丈/本賀徳運/夏井松玄/永井丈庵）渡海し、七月十一日相川に至り翌日銀山へ登り夫より郷村を廻り薬草式拾四品を定め、大名村庄兵衛外四人へ教へ置しと云（『佐渡年代記』<sup>7)</sup>）

#### ○越前：

九月廿三日 和薬方丹羽松伯門人、野呂元丈・本賀徳運・夏井松玄・長井丈庵、宿金

屋、右飛驒より白山大野へ出、今日福井着。翌廿四日府中休、平吹泊

(『国事叢記六』<sup>81)</sup>)

○美濃：

此度薬草見分就御用罷越候者／丹羽正伯弟子／野呂元丈／本賀徳運／夏井松玄／長井丈庵  
(『丹羽正伯薬草見分留帳』<sup>91)</sup>)

○近江：

享保七年壬寅六月二日／駒木根肥後守様より、今昼時過可被参旨申、参上仕候処、今度丹羽正伯弟子四人、薬草見分被仰付諸国相廻候近江国御領分へも差廻り可申候  
野呂元丈 本賀徳運 夏井松玄 長井丈庵 (『日本財政経済史料』<sup>101)</sup>)

しかも享保以降、幕府派遣採薬使を務めた者の中で前記4人は別年の薬草見分にも名前が見られるが玉置良順の名は現れない<sup>11)</sup>。これが越中での薬草見分にもみ現れる点に注目すれば幕府が直接派遣した者ではなく、越中での採薬にのみ特に加わった加賀藩の関係者だったのかも知れない。しかし、そうすると丹羽正伯の弟子と書かれた点や、他の4人の者と同じ扱いを受けている点にも疑問が残り、その立場の詳細はわからない。

薬草見習人については、③の中に中嶋五右衛門／東尾崎次郎左衛門／米田勘右衛門／金剛寺宗右衛門／中市三郎兵衛の5人とある。『享保七歳 薬草御用一留』では「中嶋村五右衛門／東尾崎村次郎左衛門／米田村勘左衛門／中市村三郎右衛門／大家庄村孫兵衛」とした上で「但、立山迄之時ハ孫兵衛指除、下金剛寺村宗右衛門罷出申はつ」と添え書きが付けられているが、『本史料』の筆者は長井丈庵に付いて三日市から魚津までを案内していたので、大家庄村孫兵衛の行動には触れられていないのに符合する。

## 2.2 採薬の行程、日程

享保7年の採薬使は、美濃に残る史料に見える幕府勘定奉行から出された指示によれば「上州—越後—越中—飛驒—越前—近江—美濃路—信濃飯田—駿州—遠州」の行程で、江戸出発が6月5日<sup>12)</sup>、そして9月26日前後に美濃養老郡に達していた。また、先に挙げた『佐渡年代記』からは、7月11日に佐渡相川に達していたことがわかる。

越中へは「相延候て漸々八月廿日と廿二日／ニ連ニ泊り町へ御着之義候て」という記述と『享保七歳 薬草御用一留』の「八月廿日泊町へ御越／野呂元丈様／長井丈庵様／~~〆~~／本賀徳運様／夏井松玄様／玉置良順様／八月廿二日泊町へ被越／十村見習道案内／共ニ

境迄罷越し」という記述の一致から、一行は8月20日と22日に分かれて、まず泊に来たことがわかる。そして「越後と参飛驒へ通り候」とあるように、採薬使の行程が越後から越中を通り飛驒へ抜けるものであったことがはっきりするが、これはこの区間の薬草見分は当初の予定通りに進んだことを意味している。

薬草見分の行程は、出発前に出された見分予定に入っていないなくても、例えば途中で佐渡へ渡る行程が入っていたり、また予定地へ行く途中でも適宜薬草見分を行おうとした姿勢があったり、予定通り行っていない地域も見られる。もちろん行程が変動すれば日程の遅延もまた生ずるわけで、「相延候て漸々」からは予定に対して実際の薬草見分の臨機応変な行程が想像される。

越中に入ってから日程は下記の図1まとめられる。

日付	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	
野呂元丈 長井丈庵		越後方面 泊 到着						泊 出発	三日市・魚津・滑川・立山			
本賀徳庵 夏井松玄 玉置良順			越後方面 泊 到着					泊 出発	魚津・新庄			
												富山 → 飛驒方面

(図1) 享保7年、幕末採薬使の越中での薬草見分の日程、行程推定模式図

この行程からは、富山で合流し飛驒方面へ向かったと見られる。また実際に立山を訪れたのは野呂元丈・長井丈庵の2名のみだったことがわかる。

このことは、採薬使一行とは必ずしも皆が同一の活動をとるものではなく、一人一人に案内人を付けたことから見ても、見分の区域内では分かれて行動した、或いは分かれて行動することが可能であったことを示している。今後、さらに他の地域での事例の史料が発見されたとき、採薬使の一行の人数が複数であった場合、その域内では手分けをした薬草見分と情報収集を行っていた可能性を含むことを考えておく必要がある。ただしそのような分団行動が国境を跨ぐような広いエリアで可能だったのか、或いは同一地域に限られたのか、細部まではここからはわからない。

「五月より毎日の取沙汰なり」からは、採薬使が当地で薬草見分を行うことは5月の時点で知らされ、受け入れの日程が組まれたことが推定される。この点は、丹羽正伯が採薬に派遣される弟子たちを交え5月25日に江戸で対談を持ち<sup>19)</sup>、関係方面へ採薬を行う旨を伝えていたのと時期的に符合する。

### 2.3 薬草見分途中での尋問内容の報告

『本史料』で興味深いのは採薬使が案内人に尋ねたこととその答え、そして藩がその

内容を報告させていたことがわかる部分である。ここでは地名、地形の詳細、支配者などについて尋ねられたことが記される。

これらのことは、代官所を通じて十村に採薬使とのやりとりを報告させる指示を事前に出していたこと、藩は直接幕府の派遣した採薬使に対して神経を使ったことを窺わせる。またこのようなやりとりは、採薬使にとっては民情を視察する機会であり、各地でこのようなことを繰り返しながら情報を集めたと考えられる。

藩の方では「右之外御尋無御座候以上／天神野新村／兵右衛門 印 /享保七年九月四日／天正寺村／重右衛門殿」とあるように、採薬使が去った後各案内人から同様の書面が十村に集れられ、大帳にまとめていたものと考えられる。

天正寺村の十右衛門は享保2年から享保9年まで、新川郡にあった13組の十村組を才許していた<sup>14)</sup>ので、問答の内容はここに集約して報告させていたと見られる。

### 3. 享保16年、植村政勝による薬草見分

#### 3.1 薬草見分に関係する者

##### 3.1.1 植村政勝

植村政勝については、「植村左兵治<sup>(マツ)</sup>と申いかくみ類御侍老人」と記述されている。「いかくみ類」を「伊賀組類」と見るならば、幕府御庭番の任に就いていた者、いわゆる広敷伊賀者に類すると見ていたと思われる。

御庭番は吉宗によって設けられ、紀州藩で隠密御用を務めていた薬込役を幕臣団に編入し、彼らを「御庭番家筋」として代々將軍直属の隠密御用に従事させた者である。紀州藩の薬込役16名は江戸では広敷伊賀者に任命され三十五俵三人扶持を得、紀州藩出身以外の従前からの広敷伊賀者の給米は三十俵二人扶持であった<sup>15)</sup>。

しかし、御庭番家筋の中には植村政勝の名前はない。植村については、宝永7年(1710)和歌山藩御庭方に召出され、享保元年に吉宗が將軍になるのに随って江戸へ移る。享保元年7月26日江戸城本丸の奥御庭方となり、切米十三俵一人扶持、御役料半人扶持、給与<sup>16)</sup>とある。実際に、どの程度御庭番家筋の広敷伊賀者との接点があったのか明確ではないが、「今年植村左平次様足軽式人御家来老人扶持方三十俵斗仕させ」という記述はそれを考える上での手掛かりとなるだろう。

『本史料』の記述は、幕府の御庭番について聞き及んでいたことを敷衍させ、植村を同類の者と認識した記述と考えられる。植村が採薬にあたっては隠密御用として世間の風聞を聞き民情を調査する活動していた事実は、下々の関係者にも知られていたのかも知れない。

### 3.1.2 薬草見習人

この時の「薬草見習人」は5人で、うち3人は享保7年と同じ者が務めている。その意図は窺い知れないが、他にも何回も採薬使が訪れている地域ではやはり複数回同じ人が薬草見習いを務めた事例は見える<sup>17)</sup>。

享保16年の薬草見習人は中市三郎右衛門、中嶋五右衛門、下金剛寺村宗右衛門、森村藤三郎、若栗新助とある。見習人は、当然薬草見分の地域を熟知する近郷から選ばれるものと考え、享保7年にはなかった森村（現在の富山市森）、若栗村（現在の黒部市若栗）近辺では、この時に見分が行われたのであろう。

『本史料』の筆者が見習人の病気などに備えて控えていたことが示すように、見習人5人という体制は、他の地域の例を見ても一定の決め事としてかなり厳しく守られていたことと考えられる。

### 3.2 日程、行程

この時の採薬御用は4月5日に江戸を出発し、信濃・越中・越後・飛騨・美濃・尾張の各地で採薬を行い、7月14日に江戸へ帰る行程であったとされる<sup>18)</sup>が、ここに挙げられた6つの地域が行程の順ではなく、「飛騨国と越後へ御通り=候」とある点からすると実際は『諸国採薬使抄録』に記された「信濃・飛騨・越中・越後・尾張」の順が訪れた順に近いものと思われる。

『本史料』によれば、飛騨方面から越中に入ったあと富山―芦峯―立山(2泊)―芦峯(1泊)―前沢新村(1泊)―魚津(1泊)―越後へ向かっており、これはほぼ享保7年の薬草見分の時とは逆の行程である。

まとめると(図2)のようになる。

日程	6月3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
行程	富山→	芦峯 宿	立山 宿	立山 宿	芦峯 宿	前沢新村 宿	魚津 宿	泊 宿	出発→越後

(図2) 植村政勝の越中での薬草見分の日程、行程推定模式図

□内は宿泊地を示す。

立山では二泊したようだが、越中滞在期間全体からすればかなりの時間を割いていた見ることができよう。『諸国採薬記抄録』では「六月十日より同十四日迄予此の山中に居ること五日」としている点とは日程の違いが生じているが、神通川の船橋を渡って富山へ着いた後の内容は立山山中での体験と見聞に終始している。立山禅定の道筋を案内人

と訪れ<sup>19)</sup>、行程を追えば立山に登り地獄谷、みくりが池などを訪れ雷鳥を目にしていたことがわかる。

## おわりに

小論では越中での薬草見分の行程を整理し、史料からその跡を辿ったが、二度の幕府派遣の採薬使のいずれもが越中へ来た際に立山へ登っている事実は、当時立山及びその周辺の山城が薬草見分の対象として中央の識者に意識されていたことを示す。

とはいえ、当時立山自体は薬草の産地としてよく知られていた山ではなかった。例えば「加賀黄蓮」として知られている物の中には、実際は立山産の物があったのかも知れないが、その当時の本草書に越中産の薬草として載ることは無かった。硫黄や熊膽なども享保以前の本草書に立山産と記述したものは管見しない。本草書の記述から見る限り、少なくとも享保の頃には、立山が薬草の宝庫として見られていた形跡はない。

そんな中で、享保7年という比較的早い時期に採薬使が立山を訪れた意味を考える上での視点を二つ挙げることができる。

一つは、採薬使派遣の目的の中には政策上からも実証主義的な目で国土を検分する意味があったと思われる点、つまり採薬使の役目は、存在する薬草等産物類の確認ではなく、まずは有無の確認にあったと考えられることである。

立山についていえば、古く平安時代から信仰を背景とした「名」は先行していても、その実態があまり知られていなかったことが、この時期に薬草見分の必要性の高さとして認識されたとと言えるのではないだろうか。

また、植村政勝が著した『諸国採薬記抄録』では、前述のように立山の様子は詳細に書かれているが、一方で越中の産物については全く触れられていない。同書は見聞したことを逐一記載したのではなく珍事のみを抄出した体裁だとはいえ、同年に訪れた飛騨と越後では、その土地の産物に関する記述が必ずある<sup>20)</sup>のと対蹠的に見える。越中は採薬使の目から見れば、生薬など「特筆すべきことなし」と感じられたということであろうか。

もう一つは、採薬使の派遣先決定には、幕府勘定奉行の意向よりも丹羽正伯自身の恣意的な意図が優先して反映していた可能性が考えられることである。それは、幕府勘定奉行から採薬を行う大義名分を得た上で、細部は丹羽正伯自身に一任されている点が、後年の「享保元文の諸国産物帳」編纂の手順と全く同じものだったからである。後年の「享保元文の諸国産物帳」編纂に対する丹羽正伯の関与については、本来的な幕府の意

向ではなく、自らの幕府での立場を最大限に利用し、私的に知的な目的を達成しようとしたものだったとする見方がある<sup>21)</sup>。仮に、それに照らして考えるならば、採薬使の派遣に関しても丹羽自身の思いで、薬草や産物に関する情報を必要とする地域へ弟子たちを行かせ、立山はまたその一部分だったのではないかという点である。

その点を考えるには、丹羽正伯自身が採薬使となった場合を含めて、誰を採薬使として派遣するかを幕府がどのように管理していたのかを整理する必要があるだろう。植村政勝の派遣と野呂元丈らの派遣とは、年代や地域に特徴が見られる点も指摘されるが<sup>22)</sup>、それらが幕府によって政策的に一元的計画のもとになされていたのか、今後明らかにされる必要があるように思われる。

## 註

- 1) 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館 平成8）第四章「享保改革期の薬草政策」参照
- 2) 『諸国採薬使抄録』には版本はない。また『諸州採薬記抄録』、『二十七国採薬記抄録』など写本の異本が多く、細部の表現には若干の差異が見られる。筆者は内閣文庫蔵の『諸国採薬記抄録』を閲覧した。この点の論考には平野満「『諸州採薬記抄録』の書誌的検討」（明治大学人文科学研究所紀要40号1996）がある。
- 3) 牧野正雄編著『天神郷土考』（天神公民館 昭和41）59頁参照
- 4) 魚津町奉行岡田善衛門直起（在職正徳4年6月～享保15年8月）を指す。
- 5) 『岐阜県史』編近世九所収「丹羽正伯薬草見分留帳」には幕府勘定奉行から、美濃代官宛に出された6月3日付けの書面に「丹羽正伯方迄差越、正伯得差図、御勘定所迄可指越候」とある。また、それに先立って5月25日に丹羽正伯宅で、派遣される4人を交えて、派遣先の江戸留守居役との会議を持っていたこと、また採薬使の出発翌日に丹羽正伯から口頭で補足がなされたことがわかる。
- 6) 『佐渡年代記』上（佐渡郡教育会 1935）253頁に見える「丹波正伯」としたもの以外、異表記を見つけることができなかった。当時の一般的な言い回しの中で、表記になくても、例えば「源義経」が姓名の間に「ノ」を挟むように、そのような言い方をする場合もまたあったのではないかと思われる。
- 7) 『前掲佐渡年代記』253頁。同書は慶長6年から嘉永4年まで251年間の佐渡奉行所の記録。
- 8) 『福井県郷土叢書7』（福井県郷土誌懇談会・福井県立図書館編 昭36）536頁。『国事叢記』は天正2年から明和7年までの福井藩の正史。

- 9) 『岐阜県史』史料編近世九1047頁。
- 10) 『日本財政経済史』(大蔵省編纂 1923) 第8巻188頁。
- 11) 年表の形でまとめられた以下の4資料による。
  - ・白井光太郎『改訂増補 日本博物学史年表』(大岡山書店 昭和9)
  - ・上野益三『年表日本博物学史』(八坂書房 1989)
  - ・「享保期の幕府採薬使派遣」(磯野直秀『科学医学資料研究』280号 1997所収)
  - ・前掲『享保改革の地域政策』第52表「享保改革期における薬草見分の実施状況」
- 12) 『岐阜県史』史料編近世九1047頁参照。
- 13) 註5参照
- 14) 『入善町史』通史編139頁参照。また『享保七歳 薬草一卷御用留』によれば薬草見分の際、天正寺村重右衛門は「医師合并御代官手代共ニ諸事押詰人」の役に付いている。
- 15) 深井雅海「江戸幕府御庭番と幕政」(『徳川林政史研究所研究紀要 昭和54』) 352～354頁参照
- 16) 前掲『年表日本博物学史』111頁の記述によるが、同書にはこの項の出典は示されていない。
- 17) 前掲『享保改革の地域政策』484頁には、薬草見習人の再任について、享保11年の植村政勝による伊勢国での薬草見分の例が紹介されている。
- 18) 前掲『年表日本博物学史』138頁による。
- 19) 富山県 [立山博物館] 平成11年度秋季特別企画展「立山に奇草を求めて一富山藩薬品会を通して一」解説図録に、越中に関する部分の翻刻がある。
- 20) 飛騨では山中にある薬草、直根上人参、鬼督の存在を挙げ、越後では頸城郡松代村の草生水(石油)、天然ガス、信濃川の鮭に関する記述を残している。
- 21) 安田健『江戸諸国産物帳 丹羽正伯の人と仕事』(晶文社 1987) 89～100頁参照。
- 22) 前掲『享保改革の地域政策』469頁参照。

## 謝辞

本稿をまとめるにあたって、三由實氏、寺尾その氏、武田よしえ氏から史料に関する情報をいただくとともに、原文書閲覧と写真撮影にご便宜を図っていただきました。また、磯野直秀氏からは貴重なご教示をいただきました。お名前を記して感謝申し上げます。